

フレールベル會規則

- 第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
 - 第二條 本會ハフレールベル會ト稱シ東京ニ置ク
 - 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ
 - 第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ購出スベシ
 - 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ會員トナスコトアルベシ
 - 第六條 本會ノ目的ヲ達セシガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
 - 一 總會 毎年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演説、談話、保育參列品幼兒成績物展覽會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ
 - 一 常會 毎年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之ヲ開キ保育ニ關スル演説、談話、協議、實驗等ヲナス
 - 一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス
 - 一 雜誌發行、毎月一回雜誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス
 - 一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 會長 一人 會務ヲ總理ス
 - 主幹 一人 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス
 - 幹事 十人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
 - 評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス
- 第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第九條 主幹ハ會長ノ特選トス
- 第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期チ二ケ年トス
- 但シ毎年半数ヲ改選スルモノトス
- 第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルコトアルベシ
- 第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレバ變更スルコトヲ得ス

謹告

戰後の教育的經營は女子教育と幼兒教育との發展に俟つこと切なり。而して本會は實に其指導者たる可き重責を荷ふ。従つて其機關雜誌たる本誌は年と共に其内容を精選し、今又大に改革を實行せり。讀者諸君希くば益々自重自信以て我保育界の爲に盡されんことを。

フレールベル會

謹告

本誌は、婦人教育及家庭教育、其他緊要なる各種の問題に關して、讀者諸君の質疑照會に應ず、

但返信料を要す。

本誌は又一般讀者の寄稿を歓迎す。殊に家庭の日誌、各地に於ける婦人教育幼兒保育の狀態、婦人問題、婦人兒童の遊戲、手毬歌、子守歌等に付きては、詳細なる報告を望む。但投稿は、凡べて左の規則によること。

- 一、用紙は、白紙、字詰は、半枚十行廿二字詰、體は楷書。
- 一、一事項毎に別紙を用ひ、別口に住所氏名を記入せらるべきこと。
- 一、原稿は、一切返附せざるべし。
- 一、封書の表には、凡て婦人子ども投稿と明記せらるべし。
- 一、投稿にして、有益と認めたる時は相當の謝意を表することあるべし。
- 一、照回は往復はがき又は返信用切手封入のこと。

會告

本會に御入會なされんとする方は、會則にある通り會費は一ヶ月金拾錢ですから其割合で何ヶ月かを纏めて東京京橋區南大工町一番地書肆弘道館へ御送金の上本會へ御申込下さい、さすれば雜誌は該館より御送付致します。會員にならずに雜誌だけ讀みたい方は左の割合で矢張全館へ御注文下さい。

一冊金拾錢六冊前金五拾七錢貳冊金一圓拾錢外に郵税一冊五厘づゝ、

明治卅九年五月一日印刷
同 年五月五日發行

禁轉載

發行兼編輯者 辻本卯藏
印刷者 東京市京橋區南大工町一番地 日下主計
發行所 東京市神田區錦町二丁目十九番地 フレールベニ會
女子高等師範學校附屬幼稚園内

發賣元 弘道館

東京市京橋區南大工町一番地

大賣捌 東京堂 金昌堂 北隆館 東海堂